

平成 29 年

第 7 回教育委員会臨時会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成29年 第7回 定例・臨時 委員会 議事録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成29年5月8日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 後 4時30分		佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 4階 大会議室
閉会日時	平成29年5月8日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 後 4時53分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 者		欠 席 委 員	議 事 録 署 名 委 員
教育長	渡邊 尚人		佐藤 辰夫
1番委員	佐藤 辰夫		仲川 正道
2番委員	仲川 正道		
3番委員	中村 友子		
4番委員	信田 恵子		
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
学校教育課		社会教育課	
課長	吉田 泉	課長	越前 範行
管理主事	山田 裕之		
課長補佐	伊藤 賢治		
書記（庶務係）濱崎 賢一			
傍 聴 人	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 の 場 合、別 紙 の と お り	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
<p>教育長職務代理者の指名について</p> <p>教育委員の議席の指定について</p> <p>議案第 33 号 佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について</p> <p><その他></p> <p>次回臨時会・定例会開催日</p>		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<p>・吉田学校教育課長</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・信田委員</p> <p>・吉田学校教育課長</p> <p>・仲川委員</p>	<p>◎本臨時教育委員会は、午後4時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会議に先立ちまして、教育長及び教育委員の任命について、事務局からご説明申し上げます。・ 去る4月24日に開催されました第4回佐渡市議会臨時会において、渡邊尚人さんを教育長に、信田恵子さんを教育委員に任命することについて市議会の同意をいただき、本日平成29年5月8日付で三浦市長からお二人に辞令書が交付されたところでございます。・ それではまず、お二人から挨拶を頂戴したいと存じます。・ 皆さん、ごめんください。今日付で教育長の辞令をいただきました渡邊尚人でございます。3月まで佐渡高校の校長を務めておりました。教育委員会というのは、新潟市の教育委員会に勤めた経験がありまして、2回目ということになります。教育長の重責ということで、身の引き締まる思いでございます。皆さんの協力を得ながらよい教育委員会づくりに努めてまいりたいと思っています。よろしく願いいたします。・ ごめんください。私、赤泊地区徳和から参りました信田恵子と申します。よろしく願いいたします。・ 私は、1年前までは老人福祉施設というふうなことで、若いときから障害福祉関係であったりとか、それから高齢者福祉ということで、そういう現場を踏んできました。本当に教育行政とか言われても、子どもをお願いして今現在みんな子どもたちは巣立って島内にはいません。孫の代というような感覚ですけれども、私たち全然わからないものなんですけれども、皆さんからいろいろ教えていただいたりしながら、また地域の皆さん方からやっぱりこういうふうにあってほしいなというような声をいただきまして、この委員会に持ち寄れたらいいなと思っております。何分本当に素人でございますので、皆さんのお手間をとらすことばかりかと思っておりますが、よろしく願いいたします。・ ありがとうございます。続きまして、自己紹介ということで教育委員の皆さんよりお願いいたします。・ 教育委員を務めさせていただいております仲川でございます。どうぞよろしく申し上げます。・ 今から2年前に教育委員を拝命をしまして、ちょうど昨日で丸2年が終了しました。2年たったらいつの間にか最古参になってしまっております。今までの経験、わずかばかりでありますけれども、その経験も生かしながら発言していきたいと思っております。教育委員の仕事というのは大きく2つあると言われております。1つは、重要事項の意思決定、2つ目が教育行政のチェック機能、私はその2つ目のことに大変重きを置いておりました。教育委員会のさまざまな事柄について、我々の目でもう一度目を通して、言うべきことはしっかり言っていくという立場でこれからも進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごめんください。教育委員の佐藤辰夫です。昨年からお世話になっております。いよいよ 27 年度に改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これにのっとっての新教育委員会ということで、佐渡市がスタートするというので、改めて気持ちを新たにしております。何といたしましても、目玉の一つは、審議の活性化ということでありまして、昨年は大変やや後手後手で進んだというちょっと反省を私自身もっておりますが、その活性化により一つでも力を注いでいきたいなと、こう思います。よろしく願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・中村委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こんにちは。中村友子と申します。ただいま 3 人、中学生 2 人と小学生 1 人の子育て真っただ中で生活しております。うちもここから 200 メートルぐらいのとても近いところに住んでおります。 ・ 勤めは真野にあります健診センターに勤めていて、ふだんは看護師の仕事をしております。私も教育委員というお仕事をさせていただいて難しいなと思うことがいっぱいあります。でも、未来を担う子どもたちのために、少しでも力になりたいなと思います。よろしく願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 ・越前社会教育課長 ・山田管理主事 ・伊藤課長補佐 ・濱崎総務係長 ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、教育委員会事務局職員をご紹介します。 ・ 私、学校教育課長の吉田泉と申します。よろしく願いいたします。 ・ 社会教育課長を拝命しております越前といいます。今年度で 3 年目を迎えます。よろしく願いします。 ・ 所属は学校教育課になります。管理主事の山田裕之と申します。私も今年で 3 年目を迎えております。よろしく願いします。 ・ 学校教育課課長補佐の伊藤賢治と申します。よろしく願いします。今年で 2 年目になります。お世話になります。 ・ 4 月からお世話になります総務係の濱崎と申します。よろしく願いします。 ・ 以上でございます。よろしく願いいたします。 ・ それでは、説明を続けさせていただきます。皆様ご承知のとおり平成 27 年 4 月地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されており、渡邊教育長は教育長と教育委員長を一本化した、いわゆる新教育長として就任されました。これにより、本日より新制度での教育委員会運営が始まることとなり、委員長の職がなくなり、あわせて委員長職務代理者の職もなくなります。佐藤委員長、仲川委員長職務代理者には、これまでの教育委員会会議の運営に多大なご尽力をいただきました。誠にありがとうございました。本日から教育長が教育委員会会議を主宰することになりますので、よろしく願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以上です。 ・ それでは、ただいまより平成 29 年度第 7 回佐渡市教育委員会臨時会を開催いたします。 ・ 日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、佐藤委員と仲川委員を指

<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<p>名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 続きまして、日程第2、「教育長職務代理者の指名について」を議題とします。事務局から説明を求めます。 ・ 新制度においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」旨が規定されております。このように新制度では、教育長職務代理者を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっております。教育長の職務を代理することにつきましては、具体的には教育委員会会議の議事進行や対外的な行事への参加、そして事務執行についても代理者の職務となります。しかしながら、非常勤である教育委員が日常的に事務執行を行うことは非常に困難なことが予想されます。そこで、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務執行等を職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合には、法律の第25条第4項に基づき、その職務を職務代理者から教育委員会事務局職員に委任することが可能となっております。 ・ それでは、渡邊教育長より教育長職務代理者の指名をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、法第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者に佐藤辰夫委員を指名いたします。佐藤委員よろしいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいま渡邊教育長様から教育長職務代理者としてのご指名を賜りました。心してお受けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 ・ 続きまして、日程第3、「教育委員の議席の指定について」を議題とします。事務局から説明を願います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の議席につきましては、佐渡市教育委員会会議規則第5条第1項では、教育長がこれを定め、番号票をつけるとなっております。これまでは、委員長職務代理者から順に経験年数の長い方から順次議席を決めさせていただいていたことから、教育長職務代理者をまず1号委員とし、続いて2号委員から順次教育委員の経験年数の長い順に議席を指定させていただく案を示させていただきたいと存じます。 ・ 以上です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から説明がありました。この案に基づき議席を定めてよろしいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。それでは、1号委員を佐藤教育長職務代行者、2号委員を仲川委員、3号委員を中村委員、4号委員を信田委員といたします。 ・ それでは、お手数ですが、仲川委員と佐藤委員は席をかわってください。 ・ 次に、日程第4、議案第33号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」を議題とします。本議題は、職員の人事に関する内容で

<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 	<p>すので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により、秘密会とすることといたしたく、これに賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ それでは、議案第33号を秘密会とすることにいたします。 ・ 【秘密会】 ・ それでは、これより採決をいたします。 ・ 本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第33号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」は、原案どおり承認されました。 ・ 次に、日程第5、「次回の定例会の開催について」ですが、事務局の説明を求めます。 ・ 次回の定例会でございますが、5月の29日月曜日を予定しております。時間につきましては、午後1時30分からでお願いしたいと思います。 ・ 以上で平成29年度第7回佐渡市教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。 <p style="text-align: right;">午後4時53分終了</p>
--	--